

H29年度上半期納付分の社会保険料率表

(A) 一般事業(Bの②、③以外の事業)の年齢別保険料率(労災を除く)

種 別		従業員の年齢 料率	40歳未満		40歳以上65歳未満		～70歳まで		～75歳まで	
			事業主	本人	事業主	本人	事業主	本人	事業主	本人
a	健康保険	10.040%	5.020%	5.020%	5.020%	5.020%	5.020%	5.020%	5.020%	5.020%
	介護保険*	1.650%	—	—	0.825%	0.825%	—	—	—	—
b	厚生年金*	18.182%	9.091%	9.091%	9.091%	9.091%	9.091%	9.091%	—	—
	子ども・子育て拠出金*	0.230%	0.230%	—	0.230%	—	0.230%	—	—	—
c	雇用保険*	0.900%	0.600%	0.300%	0.600%	0.300%	—	—	—	—
	労災保険	下記のとおり	—	—	—	—	—	—	—	—
	一般拠出金	0.002%	0.002%	—	0.002%	—	0.002%	—	0.002%	—
小計(労災を除く)		31.004%	14.943%	14.411%	15.768%	15.236%	14.343%	14.111%	5.022%	5.020%

- * 「厚生年金」は、H28.9月分(10月納付)から18.182%(従前17.828%)、H29.9月分からは18.300%に引き上げされます。
- * 「介護保険」は、H29.3月分(5月1日納付期限)から1.65%(従前1.58%)に引き上げ。
- * H29.4より、「子ども・子育て拠出金」は、0.23%(従前0.20%)に引き上げ。「雇用保険」は、0.2%引き下げ。

(B) 業種別・事業主負担分の保険料率計算方法

業 種	事業主負担分の保険料率				
	(A)の小計	+	雇用保険付加分	+	労災保険
① 「②、③」以外の事業	小計	+	—	+	0.25%～8.7%(卸小売・飲食0.35%、輸送用製造業0.40%etc)
② 農林水産・清酒製造の事業	小計	+	0.200%	+	1.3～6%(農林水産)、0.6%(清酒製造)
③ 建設の事業	小計	+	0.300%	+	0.65～7.9%

保険の概要

健康保険・厚生年金 毎月、当月給料から前月分保険料を徴収、事業主分を加えて送付されてきた「納入告知書」で月末までに金融機関で支払う。資格取得時に標準報酬額を決定、対応する標準報酬・保険料額表の保険料を翌月末までに支払う。定時決定は、毎年4～6月の報酬額から標準報酬月額を決め、9月～翌8月まで、支払う [* 標準報酬・保険料額表](#) 賞与に係る保険料額は、標準賞与額(賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額)に、保険料率を乗じた額。

- [\(健康保険\)](#) 健康保険の料率は広島県独自。75歳になると後期高齢者医療に加入。
- [\(介護保険料\)](#) 介護保険料率は全国一律(組管掌を除く)。介護保険料は、40歳到達月から65歳到達月の前月の分まで徴収。
- [\(厚生年金\)](#) 70歳未満は、厚生年金の被保険者。加入資格(25年)を満たすため70歳以上でも任意加入可(原則、全額自己負担)。
- [\(子ども・子育て拠出金\)](#) 65歳までの特別支給老齢の厚生年金は、1年以上厚生年金の加入期間必要、65歳からは1月以上で支給。児童手当等の財源の一部。厚生年金保険法上の標準報酬月額及び標準賞与額に基づいて徴収。

労働保険 毎年、6月1日～7月10日に、概算保険料(賃金総額の見込額×保険料率)を支払う。保険料額によっては延納も可能。同時に、前年度の確定保険料(前年保険料率)の清算も行う。労働局から送付された申告書に、金額記載し金融機関へ納付。

- [\(雇用保険\)](#) [平成29年1月1日より、65歳以上も、雇用保険の適用対象となったが、保険料の徴収は、平成31年度までは免除となります。](#)
- [\(労災保険\)](#) 労災保険料と一般拠出金は、全ての労働者の賃金が対象で、全額事業主負担。 [* 労災保険料率](#)
- [\(一般拠出金\)](#) 平成19年4月1日から、石綿健康被害救済法に基づき、労働保険料と併せて申告・確定納付する。

対象となる賃金

各種手当、通勤手当、休業手当は、対象賃金。旅費、退職金、見舞い・祝い金などは、除外。

保険料の免除

[産前産後、育児休業保険料免除申出書により、休業期間中の本人・事業主のa.bの保険料免除](#)